

センター発第 317 号  
平成 15 年 6 月 10 日

公的個人認証サービス都道府県協議会  
各委員 様

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山達郎  
(公印省略)

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等  
整備に係る助成について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当センターの業務運営につきましては、平素から格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。

標記助成事業の実施について、総務省より別添 1 『平成 15 年 5 月 27 日付「鍵ペア生成装置等の整備に係る助成の円滑実施について』とのおり協力依頼がありました。

つきましては、別添 2 『「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱』を送付いたしますので、同要綱によって手続を進められますよう、よろしくお願ひいたします。

なお、助成のスケジュールについては、別添 3 「助成スケジュール」をご参照下さい。

(担当連絡先)

財団法人 地方自治情報センター 研究開発部  
担当：小室、加藤、本橋、徳光  
TEL 03-5214-8002 (直通)  
FAX 03-5214-8080

別添 1

平成 15 年 5 月 27 日

財団法人地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎 殿

総務省自治行政局自治政策課長

## 鍵ペア生成装置等の導入に係る助成の円滑実施について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、現在、当省では、今年秋にも開始が予定されている公的個人認証サービスの円滑実施に向けて、岐阜県に委託して、公的個人認証サービスの全国実用試験（平成 15 年 8 月～10 月）の準備を進めているところです。

本実験の実施に当たっては、貴団体の実施する「公的個人認証サービス実証支援事業」における鍵ペア生成装置等の導入に係る助成により、各市町村が鍵ペア生成装置等を整備することが不可欠です。

つきましては、貴団体におかれましては、本実験の趣旨を踏まえ、鍵ペア生成装置等の導入に係る助成を円滑に実施されますよう、お願い申し上げます。

（担当連絡先）

総務省自治行政局自治政策課 村松、名越  
電話 03-5253-5586

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱

平成 15 年 6 月 10 日 制定  
( 財 ) 地方自治情報センター

( 通則 )

第 1 条 ( 財 ) 地方自治情報センター ( 以下「センター」という。 ) が行う「公的個人認証サービス実証支援事業」の鍵ペア生成装置等整備に係る助成金 ( 以下「助成金」という。 ) の交付に関しては、この要綱に定めるところによる。

( 助成金の目的 )

第 2 条 この助成金は、岐阜県が平成 15 年度に総務省からの委託を受けて行う「地方公共団体による公的個人認証サービス全国実用試験」( 以下「実用試験」という。 ) において市町村 ( 特別区を含む。以下同じ。 ) が必要となる鍵ペア生成装置等の整備を支援することを目的とする。

( 助成金の対象 )

第 3 条 この助成金の対象は、下記項目の経費 ( 租税公課を含む。 ) とする。

- ( 1 ) 鍵ペア生成装置
  - ( 2 ) 窓口端末用 PC
  - ( 3 ) 窓口端末プリンタ
  - ( 4 ) IC カードリーダライタ
  - ( 5 ) ( 1 ) から ( 4 ) の機器に係るソフトウェア
  - ( 6 ) ( 1 ) から ( 5 ) の機器・ソフトウェアの搬入、据付け、セットアップ、動作確認作業
- 2 前項 ( 1 ) から ( 6 ) の構成 ( 以下「助成対象物」という。 ) を助成金の交付対象の一つの単位とする。
- 3 助成金の交付の範囲は、一市町村につき前項で定めた一の単位とする。ただし、地方自治法第二百五十二条の十九に規定する市 ( 以下「指定都市」という。 ) にあっては、同第二百五十二条の二十に規定する区につき前項で定めた一の単位とする。
- 4 第 1 項 ( 1 ) から ( 5 ) の仕様は、公的個人認証サービス都道府県協議会が別途、推奨仕様として定めるとおりとする。

( 助成金の交付対象団体 )

第 4 条 助成金の交付対象団体は、原則として市町村とする。

- 2 複数の市町村の助成対象物を代行して整備する市町村協議会 ( 県及び市町村の協議会等も含む。以下「調達協議会」という。 ) は、市町村に代わり助成金の交付を受けることができる。

(調達協議会が市町村に代わり助成金の交付を受ける場合)

第5条 調達協議会の長は、様式第1号の助成対象審査依頼書を、当該都道府県に係る部署（以下「とりまとめ部署」という。）を通じてセンター理事長に提出する。

2 当該都道府県において、複数の調達協議会が助成金の交付を受ける場合、とりまとめ部署は、前項の助成対象審査依頼書をとりまとめる。

3 第1項の助成対象審査依頼書には、別表第1に掲げる書類を添付する。

(助成対象審査依頼書の審査結果の通知)

第6条 センター理事長は、前条の助成対象審査依頼書に基づき、協議会の目的、事業内容及び組織構成が助成金の交付対象として適當か否かの審査を行い、審査結果を様式第2号の助成対象審査結果により、とりまとめ部署を通じて調達協議会の長に通知する。

(指定都市を除く市町村への助成金の額)

第7条 指定都市を除く市町村への助成金の額は、助成対象物の一の単位を整備した経費とする。

2 助成金の額は、一市町村につき、630,000円を限度とする。

(指定都市への助成金の額)

第8条 指定都市への助成金の額は、地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区が、助成対象物の一の単位を整備した経費の合計とする。

2 助成金の額は、同法で規定する区の一につき、630,000円を限度とする。

(調達協議会への助成金の額)

第9条 調達協議会への助成金の額は、調達協議会に係る市町村が、助成対象物の一の単位を整備した経費の合計とする。

2 助成金の額は、調達協議会に係る市町村の一につき、630,000円を限度とする。

(助成金交付申請書兼支払請求書の提出)

第10条 市町村及び調達協議会の長は、様式第3号の助成金交付申請書兼支払請求書を、とりまとめ部署を通じてセンター理事長に提出する。

2 当該都道府県において、複数の市町村又は複数の調達協議会が助成金の交付を受ける場合、とりまとめ部署は、前項の助成金交付申請書兼支払請求書をとりまとめる。

3 第1項の助成金交付申請書兼支払請求書には、別表第2に掲げる書類を添付する。

(助成金の交付額の決定)

第11条 センター理事長は、前条における助成金交付申請書兼支払請求書に基づき、助成金の交付額を決定する。

2 センター理事長は、助成金の交付額の決定について、様式第4号の助成金決定通知書を、とりまとめ部署を通じて、市町村及び調達協議会の長に対して通知する。

(助成金の支払い)

第12条 センター理事長は、前条の交付額の決定に基づき、市町村及び調達協議会の長に対して、助成金を決定した日から60日以内に助成金を支払う。

(助成対象物の管理)

第13条 市町村及び調達協議会の長は、実用試験の期間中、助成対象物を善良な管理者の注意を持って管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(帳簿等の整理)

第14条 市町村及び調達協議会の長は、本助成金に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠書類を整えなければならない。

2 前項の帳簿及び証拠書類は、実用試験の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(助成対象物の譲渡)

第15条 調達協議会の長は、実用試験終了後に、助成対象物を調達協議会に係る市町村の長に譲渡できるものとする。

(助成対象物の継続運用)

第16条 助成対象物については、実用試験終了後も、原則として継続運用しなければならない。

(その他)

第17条 助成事業に係るその他の必要な事項は、別に定める。

## 様式目次

- 様式第 1 号 「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成対象審査依頼書（提出）
- 様式第 2 号 「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成対象審査結果（通知）
- 様式第 3 号 「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
（市町村用） 助成金交付申請書兼支払請求書（提出）  
（指定都市用）  
（調達協議会用）
- 様式第 4 号 「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金決定通知書（通知）

番 号  
平成 年 月 日

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎 殿

( 協議会名 )  
( 協議会の長 ) 氏 名 印

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成対象審査依頼書（提出）

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱第  
5条の規定により、助成対象審査依頼書を提出します。

記

1. 協議会の名称 :
2. 協議会の代表者氏名 :  
及びその者の公職名 :
3. 助成対象審査依頼書提出時の協議会参加市町村数 :
4. 協議会が整備を予定する市町村数 :
5. 協議会会則等は、別紙のとおり。

以上

センター発第 号  
平成 年 月 日

( 協議会の長 ) 殿

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成対象審査結果（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
このたび、標記事業における貴団体への助成対象審査結果が下記のとおりとなりました  
ので、ご通知申し上げます。

助成対象審査結果

以上

様式第3号  
(市町村用)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎 殿

団体名  
団体の長 氏 名 印

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成金交付申請書兼支払請求書（提出）

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱第  
10条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請いたします。  
併せて、助成金の支払いを請求いたします。

記

1. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

以上

様式第3号  
(指定都市用)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎 殿

団体名  
団体の長 氏 名 印

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成金交付申請書兼支払請求書（提出）

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱第  
10条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請いたします。  
併せて、助成金の支払いを請求いたします。

記

1. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 整備区数 \_\_\_\_\_ 区

以上

様式第3号  
(調達協議会用)

番 号  
平成 年 月 日

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎 殿

団体名  
団体の長 氏 名 印

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成金交付申請書兼支払請求書（提出）

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る助成金交付要綱第  
10条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請いたします。  
併せて、助成金の支払いを請求いたします。

記

1. 交付申請額 \_\_\_\_\_ 円

2. 整備市町村数 \_\_\_\_\_ 団体

以上

センター発第 号  
平成 年 月 日

団体の長 殿

財団法人 地方自治情報センター  
理事長 芳山 達郎

「公的個人認証サービス実証支援事業」鍵ペア生成装置等整備に係る  
助成金決定通知書（通知）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
このたび、標記事業における貴団体への助成金を下記のとおり決定いたしましたので、  
ご通知申し上げます。

助成金 円

助成対象審査依頼書の添付書類一覧表

様式第1号 助成対象審査依頼書には、下記の書面の写しを添付すること。

1. 協議会会則等（目的、事業内容、組織構成及び役員構成を含む）

助成金交付申請書兼支払請求書の添付書類一覧表

様式第3号 助成金交付申請書兼支払請求書には、下記の書面の写しを添付すること。

1. 市町村が申請を行う場合

- (1) 納品書
- (2) 請求書

2. 指定都市、調達協議会が申請を行う場合

- (1) 納品書
- (2) 請求書
- (3) 鍵ペア生成装置等を整備した市町村（指定都市の場合は、区）一覧（任意書式）

## 助成スケジュール

1 助成スケジュールは、以下を予定しております。併せて、資料「助成の流れ」を参照下さい。

- ( 1 ) 調達協議会が鍵ペア生成装置等整備の助成金の交付を受ける場合は、「助成対象審査依頼書」をとりまとめ部署を通じてセンター理事長に提出する。( 6月30日必着 )
- ( 2 ) センター理事長は、「助成対象審査結果」をとりまとめ部署を通じて調達協議会に送付する。( 7月11日まで )
- ( 3 ) 市町村及び調達協議会は、鍵ペア生成装置等を整備する。( 8月 ~ 9月 )
- ( 4 ) 市町村及び調達協議会の長は、「助成金交付申請書兼支払請求書」をとりまとめ部署を通じてセンター理事長に提出する。( 8月 ~ 9月 )
- ( 5 ) センター理事長は、「助成金交付申請書兼支払請求書」に基づき、交付対象団体に対し、「助成金決定通知書」をとりまとめ部署を通じて送付し、助成金を決定した日から 60 日以内に助成金を支払う。( 10月から隨時 )

2 標記の件に関する質問は、下記の担当連絡先へお問い合わせ下さい。

( 担当連絡先 )

財団法人 地方自治情報センター 研究開発部

担当：小室、加藤、本橋、徳光

T E L 03 - 5214 - 8002 ( 直通 )

F A X 03 - 5214 - 8080

